

第四期青森県がん対策推進計画案に対する意見の内容と県の考え方

〔処理区分〕

文章修正等： 本文の修正、記述の追加等、意見を反映させるもの。

記述済み： 既に記述済みのもの。

実施段階検討： 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

反映困難： 反映が困難なもの。

その他： 質問や感想。計画案以外に関する意見。

※ 提出された意見の内容について、趣旨を損なわない範囲で要約している部分があります。

No	意見の概要	県の考え方	区分
1	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 施設内禁煙を目標として設定することに反対です。 私は居酒屋を経営し、改正健康増進法が施行後、受動喫煙防止のため喫煙室を設けるなど、様々な整備に取り組んできました。 病院や学校など、子どもや妊婦が集まる場所を禁煙とすることは賛成しますが、今回の計画案では全ての施設を対象にしていると見受けられます。「受動喫煙防止=禁煙推進」という強引な結びつけに見えます。交通事故が多いから車を無くすのと同じ発想に思えます。・・・(ア) 大切なことは、環境を整備し、ルールを周知していくことだと思います。お酒もたばこも合法なもので、20歳以上が楽しむためのものです。それを県が排除しようとするのが理解できません。・・・(イ) 居酒屋の客からは、たばこ吸えるか問われることも多く、全面禁煙化が進むと、経営状況にも影響を与えるものになると想像できます。・・・(ウ) 国や県が積極的に喫煙できる環境を整備すれば、民間企業も意欲的に分煙を推進し、受動喫煙防止対策につながるのではないのでしょうか。・・・(エ) 年間でかなりのたばこ税が納められていると聞き、その税金を有効に使ってほしいです。・・・(オ) 県民の健康を維持する取組が、強引な計画に思えてなりません。 計画そのものに反対ではなく、経済への影響、合法的嗜好品を嗜む権利、各企業の方針の尊重など、様々な要素を勘案した計画となるよう強く要望します。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア) 国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。 イ) 成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 ウ) 喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。 エ) 健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。 オ) 健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p>	<p>反映困難</p>

<p>2</p>	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>1 いわゆるタバコ病による早世を無くするための取組をより一層進めていただきたい。</p> <p>(1) 喫煙者の寿命は、我が国でも男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されている。当然に、健康でいられる期間(健康寿命、平均自立期間)も短くなり、喫煙率が高い都道府県ほど、概ね平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高く、喫煙者は非喫煙者と比較して4.2年短くなるというデータが厚労省等から出されている。</p> <p>(2) 都道府県別の平均寿命と健康寿命は、昨年までのデータでは、いずれも喫煙率が低く、長年にわたりタバコ対策に取り組んでいる府県の健康寿命が長い結果となっており、禁煙推進と受動喫煙防止は、生涯の健康な生活と健康寿命を延ばすためにも極めて重要な施策です。(若い世代向けには健康寿命のほか生涯の健康な生活を強調すべき。)</p> <p>(3) タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれ、肺深くまで吸い、依存性を強め、離脱を困難にしていますが、その実態を喫煙者は認識せず、日本は添加物が無規制の現状があります。喫煙者はニコチン依存に留まらず、添加物によりタバコに囚われており、タバコ病による早世を無くする取組を一層進めていただきたい。</p> <p>(4) 喫煙者に喫煙の危険性を周知啓発願います。とりわけ、タバコへの依存性を強め、離脱を困難にする添加物の禁止が施策として必須で、タバコの添加物の法規制と監督機関の創設するよう県からも国へ要請いただきたい。</p> <p>(5) 喫煙者に禁煙を促し、勧めるため、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもより一層進めていただきたい。治療薬が現在入荷待ちですが、準備を進めていただき、禁煙治療の受診者数の数値目標を自治体で設けてはどうでしょうか。また、一般的に喫煙率が高いとされる議会議員に禁煙を勧め、禁煙に至れば、タバコ対策の力となります。</p> <p>(6) 最近、タバコ事業者が「タバコハームリダクション」などと言い、一部のシンクタンクや研究者等がこれに乗り、加熱式タバコ(ニコチン入り電子タバコを含む)を推奨する動きがあります。これらのタバコの有害性は紙巻タバコに比べて決して少ないものではなく、数多くの添加物も相まって依存に縛り付けるものですので、注意願います。</p> <p>(7) 某医師がネットや本で「60～70歳以上は酒もたばこも自由でいい」などとフェイクを振りまいています。当方もネットでこれへの批判を書いています。健康づくり行政にとっても、このような、特に高齢者などを惑わすフェイクには、厳しい反論や批判が不可欠です。貴管下への周知について検討願います。</p> <p>2 受動喫煙の危害ゼロのための施策をより一層進めていただきたい。</p> <p>(1) 内閣府の直近調査でも、83.3%の人(喫煙者を含む)が受動喫煙による迷惑・有害性を感じています。</p> <p>(2) 健康増進法での屋内禁煙の規定を屋外にも広げるべきで、屋外の公共的施設や、歩道(路上)、公園、子ども関連施設等を含め、禁煙空間を広げてもらいたい。(全国の多くの市において、公園禁煙化の施策が進められている。)</p> <p>(3) 兵庫県条例のように、子どものいる場所や傍で喫煙しないためのルール作りを推進願います。</p> <p>(4) 家族や、職場、公共の場等の受動喫煙で病気になり早世した人は数知れず、国データでも少なくとも年間15,000人が受動喫煙で死亡しているため、受動喫煙防止施策をより一層進めていただきたい。</p> <p>喫煙場所を減らすことが受動喫煙防止だけでなく、喫煙者の禁煙を促し、健康向上に大きく寄与するので、対策強化願います。なお、一部自治体で開放型の指定喫煙所が設置されているが、開放型は煙が漏れ出ます。設置や清掃等に公費を使わずとも、民間の有料喫煙所等に任せればよく、期間限定での設置としても、密閉閉鎖型の漏れない構造のものが不可欠で、さらに、中で禁煙の広報等を行うことがよいと思います。</p> <p>さらに、喫煙所を国内外のタバコ事業者が設置費用を出し、自治体が設置するケースが多いようで、その場合は、タバコ税が自治体に入り、売上げはタバコ業界の収益となるCOI(利益相反)が発生し、双方に収益のうまみが生じ、喫煙者の禁煙の機会を削ぐことにもなっている。喫煙できる場所を狭めることが喫煙率を下げていく良策であるため、喫煙所設置で喫煙にあえて手を貸すのではなく、今後、喫煙者が減り屋外喫煙所は不要となることが予見されるので、これに公費を使うのは極力回避すべきです。</p> <p>(5) 毎年5/31の世界禁煙デーや禁煙週間における、関係機関と連携したイエローグリーンのライトアップ(公共施設含む)による「受動喫煙防止キャンペーン」について、貴県でも協力・連携をお願いします。</p> <p>3 その他、受動喫煙を防止し、喫煙率低減と健康寿命延伸のための施策として、以下を提案します。</p> <p>禁煙治療施設の医療者向け認知行動療法等のスキルアップの研修会、保健所等での禁煙相談・サポート、妊婦の禁煙支援アプリ開発、関係機関実施の禁煙CM動画コンテスト作品の啓発への活用、関係機関と連携した対象者及びその家族への禁煙勧奨や受動喫煙防止の重要性の働きかけ、喫煙・受動喫煙と因果関係がある疾患等の啓発など。</p>	<p>本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。</p> <p>その他</p>
----------	---	--

3	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 受動喫煙防止を推進することには賛成です。…(ア) しかし、施設内禁煙を一方的に進めることについては納得できません。…(イ) 他県でも、もともとあった喫煙所を廃止したら、その周りにはたばこの吸い殻がたくさん落ちていたり、かえって喫煙しない人にも迷惑がかかっているなど、テレビ等で見かけました。このことから、分煙の考え方も必要なのではないのでしょうか。…(ウ) 実施する前に、もう一度考えていただきたいと思います。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ)国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。 ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
4	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者の一人としての意見です。 合法的な嗜好品であるのに、禁煙を望んでいない人にまで禁煙を推奨することは反対です。…(ア) たばこは、地域の税収に大きく貢献しています。たばこ税は、しっかり税収として入っているのに、禁煙の推進は全く理解できません。県が本気でたばこ税はいらない(返上する)のであれば理解できるのですが。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p>	その他

5	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>県内でたばこ店を営んでいます。 たばこは、国で認められた合法の嗜好品であるのに、県計画案を見ると、少し強引に禁煙させようとしているように思えます。…(ア)</p> <p>喫煙率の目標を12%とするとあるが、理由も根拠もなく計画しているのでしょうか。このような目標や取組には反対です。…(イ)</p> <p>県計画では、施設内禁煙とあるが、国では分煙を推奨しています。健康至上主義という県の方針は、非常に権力的だと思います。他人に生き方を押し付けるのではなく、マナーを作っていくのが文化なので、たばこには害があるから禁止せよでなく、分煙のマナーを作ってもらいたいです。…(ウ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>イ)成人喫煙率の目標12%は、健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p> <p>ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	<p>反 映 困 難</p>
---	--	--	----------------------------

6	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県内でたばこ店を営んでいます。 県計画案で喫煙者の喫煙を一時的にやめさせるような目標や取組を設定することに反対です。…(ア) たばこ販売者にとって、喫煙率の減少は事業存続に多大な影響を及ぼすことは目に見えています。…(イ) 今では、喫煙者のマナーは以前より良くなっていると思います。歩きながらたばこを吸う人を見ることもなく、喫煙処で立ち止まって吸っています。お互いの気持ちを分かりあえるような政策が必要なのではないのでしょうか。…(ウ) 国の受動喫煙防止対策を上回るような県の方策は少し度を越しているように思えてなりません。お客様にもたばこ税は何に使われているのかと聞かれるが私にはよくわかりません。喫煙者の気持ちをわかってもらえるような喫煙所の設置をお願いできないのでしょうか。みんながお互いを理解しあえるよう考えていただきたいです。…(エ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。 ウ)健康日本21(第三次)では、受動喫煙を受けた者の割合は依然高い水準にあるとの調査結果が示されており、引き続き、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。 エ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
7	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 たばこは、合法的な嗜好品であり、社会的経済的要因を考慮し、現実的で到達可能な目標とすべきであり、たばこをやめたい人がやめた場合の喫煙率を目標として対策を進めるべきです。数値が独り歩きしているようで、一律的に禁煙を推進するものでないと考えます。…(ア) 喫煙は、健康への影響・リスクに関する情報を認識した上で20歳以上の個人が自ら判断すべきであり、県が規制するものではありません。喫煙のマナーを守り楽しむ一人として、吸わない方々と共存できる環境・世の中であれば願っています。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他

8	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>喫煙者です。たばこにより安らぎを得ています。身体健康だけでなく、心の健康も大事です。自身も仕事のストレスで自律神経をわるくしました。</p> <p>喫煙率を下げると言うが、国で認可している商品なので喫煙するかどうかは個人の自由です。・・・(ア)</p> <p>喫煙率より県民の自殺率の高さを改善してください。生活・仕事・人間関係の不安等は青森県が第一次産業中心で安定収入を得る場が少ないため悩みを抱える方が多いのだと思います。知事も頑張っていますが、ぜひ若者が転出しなくても済むよう大企業(特に製造業)を誘致促進してください。・・・(イ)</p> <p>青森県では(県税・市町村税として)年間数十億円のたばこ税収があるが、これが無くなれば県や市町村財政に影響しその分を住民税で増税するのでしょうか。・・・(ウ)</p> <p>施設内禁煙を一律に決めることに反対です。行政施設であればともかく、一般の事業所まで全面禁煙にすることは行き過ぎで、各事業所に任せるべきです。日本は権威主義体制の国ではありません。・・・(エ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>イ)喫煙以外の生活習慣等やその他対策についても、本計画案や他の計画等に基づき取組を進めています。</p> <p>ウ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p> <p>エ)健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。</p>	<p>反映困難</p>
---	---	---	-------------

9	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>愛煙家です。喫煙者と非喫煙者が共存できる社会が望ましい姿と思うが、現実にはそうなっていません。受動喫煙防止には賛成です。・・・(ア)</p> <p>しかし、以下の観点から意見・要望・感想を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこは、国で認められた合法の嗜好品であること、たばこは「悪」というイメージを持たず喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を目指すこと・・・(イ) ・喫煙者を一方的に排除するような対策は止めて、分煙対策を強化すること・・・(ウ) ・地方たばこ税は自治体の財政に多大な貢献をしていること・・・(エ) ・喫煙マナーは以前と比べ格段に向上していると思いますので、大人のモラルとマナーの向上の意識を高めるための啓発活動に力を入れること、また、青森県は短命県と言われており、たばこだけが悪者にされているされているような気がするが、一番の要因は各々の生活習慣に起因する事柄でないでしょうか。・・・(オ) <p>以上、私は、受動喫煙対策については反対しているわけではありません。・・・(ア)</p> <p>しかし、受動喫煙防止に配慮した中で、喫煙者の立場も尊重し、非喫煙者と協調・共存できる分煙社会を目指すよう要望します。・・・(ウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。ア)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。 エ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。 オ)健康日本21(第三次)では、受動喫煙を受けた者の割合は依然高い水準にあるとの調査結果が示されており、引き続き、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。また、喫煙以外の生活習慣等やその他対策についても、本計画案や他の計画等に基づき取組を進めています。 	その他
---	--	--	-----

10	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙率に関する目標について、12%とする目標値の設定の根拠が不明です。きちんと根拠も示してほしいと思います。…(ア) また、喫煙者の喫煙を、一律でやめさせるような目標や取組には反対です。禁煙の推進は、喫煙をやめたいと望んでいる方にだけ支援するべきと考えます。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。 イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	反映困難
11	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県計画案では、喫煙は「多数の科学的知見によって健康被害への因果関係が確立して」いるとあるが、医学的知見の根拠が示されていません。喫煙者は、年々減少しているが、がん患者(特に肺がん)が増えてきているのはなぜでしょうか。…(ア) 私は、受動喫煙防止を推進することには反対しません。…(イ) しかし、喫煙者の喫煙を、一律でやめさせるような目標や取組には反対です。…(ウ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。また、国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響の減少を見据えた取組が必要です。 イ)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 ウ)成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	反映困難

12	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県計画案では、受動喫煙防止対策として施設内禁煙を掲げているが、国は分煙を推奨しています。…(ア) 各施設にはそれなりの事業があるので施設管理者の判断によるものと考え、施設内禁煙を100%とする目標値の設定は全く理解できません。厚生労働省(国)では、受動喫煙防止対策を推進するため、喫煙環境の整備として補助金制度を案内しています。それにもかかわらず、なぜ青森県は施設を禁煙にすることを進めるのでしょうか。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。 イ)健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。</p>	その他
13	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者です。毎日たばこを吸うことでリラックスできています。 たばこは、税金にも貢献しています。…(ア) たばこは、嗜好品であるのに、禁煙を望んでいない人にまで禁煙を推奨することには反対です。喫煙のマナーを守ることが前提であれば、喫煙するかどうかは個人の判断ではないでしょうか。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。 イ)成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	その他

14	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者です。 昨今の喫煙環境を見ると、以前と比較してだいぶ喫煙場所が少なくなってきました。 たばこは、昔から嗜好品として楽しまれてきましたが、値上げや喫煙場所の減少、企業の禁煙への取組により、喫煙人口が相当減ってきていると思います。 私は、受動喫煙防止を推進することは問題ないと思います。・・・(ア) 青森県は全国的にも喫煙率がトップクラスと聞いているが、計画案には、喫煙率の目標が12%とあり、なぜこの値としたのかわかりません。・・・(イ) ただ一律に禁煙を押し進めることには反対です。禁煙したいと思っている人を支援するべきです。・・・(ウ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。 ウ)成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	その他
15	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者の喫煙を、一律に止めさせるような目標や取組はおかしいと思います。喫煙を止めたいと望んでいる人にだけ支援はあってもよいと思います。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ・成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	その他
16	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県内でたばこ店を営んでいます。 たばこは、国で認められた合法の嗜好品であるのに、県計画案では、強引に禁煙させようという内容に見受けられます。・・・(ア) 過度な計画は、たばこの小売店にとって死活問題です。各事業者への影響も鑑みた計画となることを望んでいます。・・・(イ) 県民の健康の保持が重要なことは十分理解しています。・・・(ウ) たばこは、地域の税収に貢献しています。・・・(エ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。 ウ)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 エ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p>	その他

17	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者としての意見です。 今までの対策により、多くの場所で喫煙できない環境ができています。人が集まる場所でたばこを吸う人を見かけることは無くなりました。もちろん私も自分の家以外の屋内では吸いません。今までの対策が十分浸透し喫煙者の意識・マナーが向上していると考えがいかがでしょうか。これ以上対策を進めて何を望むのでしょうか。たばこについては、現在の対策で十分と考えます。…(ア) 喫煙者と非喫煙者を区別して喫煙者を加害者扱いするような表現までして行政が人の分断を進めていき喫煙者を追い詰めていくつもりなのでしょうか。…(イ) たばこは、国が認める嗜好品として高い税金を納めていることも事実です。…(ウ) 寛容という心無くした世界で生きて何が楽しいでしょうか。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)健康日本21(第三次)では、受動喫煙を受けた者の割合は依然高い水準にあるとの調査結果が示されており、引き続き、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。 イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 ウ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p>	その他
18	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 そもそも、喫煙率の目標としている12%の根拠がわからず、喫煙者の喫煙を一律に止めさせるような目標には反対です。…(ア) 喫煙を止めたいと望んでいる方だけに支援をするべきです。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標12%は、健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。 イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	反映困難

19	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>今回の計画案は全体的に健康をお題目として、特に、たばこについて、健康を害する加害者としている論調が気になります。その他の嗜好品(お酒等)は述べていない。・・・(ア)</p> <p>たばこは、疾病の要因・リスクの一つではあると思うが、それだけでなく他の原因との関連性をもって発生するのではないのでしょうか。・・・(イ)</p> <p>たばこは、嗜好品であり、嗜むかどうかは個人の判断に任せるべきで、県が嗜好品の一つを無くすような考え方はおかしいのではないのでしょうか。・・・(ア)</p> <p>受動喫煙対策であれば、被害を及ぼさないように施設内全面禁煙ではなく、環境を整える対策を優先すべきではないのでしょうか。・・・(ウ)</p> <p>計画案での喫煙率の目標値12%について、単に前計画より数値を減ただけと思われる。・・・(エ)</p> <p>目標を達成したら県民の健康度がどのくらいアップするのか等が不明なので、単なる数値でしかないと思います。過去の禁煙達成によってどのくらい健康度がアップしたか数値を公表してほしいです。・・・(イ)</p> <p>禁煙指導については、個人が判断することで、相談されたら対応すべきです。禁煙治療について、保険適用して禁煙を勧めているが、コロナワクチンも自己負担となる中で、なぜ、禁煙させることに医療費を投入するのか疑問です。・・・(ア)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。また、喫煙以外の生活習慣等やその他対策についても、本計画案や他の計画等に基づき取組を進めています。</p> <p>イ)喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。また、健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響の減少を見据えた取組が必要です。</p> <p>ウ)健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。</p> <p>エ)成人喫煙率の目標12%は、健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p>	その他
----	---	---	-----

20	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県内でたばこ店を営んでいます。 受動喫煙防止を推進していくことには賛成です。・・・(ア) 喫煙者はたばこを吸うとき、周囲に最大限注意を払う必要があると思います。 しかしながら、たばこは、合法的な嗜好品であり、喫煙者は吸う権利を守られるべきです。・・・(イ) また、喫煙者と非喫煙者を分ける分煙の考え方を推進することが大切だと思います。そのために、県は、周囲に迷惑のかからないような喫煙所を、駅前、繁華街など人の密集しやすい場所に確保し、また、市町村にも発信すべきと思います。・・・(ウ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
21	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者です。 計画案の設定値について、なぜ、たばこだけが、喫煙か禁煙かの二択なのか、たばこを、1日に吸う本数を減らすなどの段階はないのでしょうか。本数を減らす、禁煙を望む、程度の文言でよいのではないのでしょうか。・・・(ア) しかも、目標値である喫煙率12%は、たばこ＝喫煙者＝悪、変わった人と思われるほどの数値です。・・・(イ) 喫煙者にとって、今以上に生活しにくい社会です。合法的趣向品にもかかわらず罪悪感を持ちながら喫煙をしなくてはなりません。暗に禁煙を強要している数値の設定です。・・・(ウ) 実際に喫煙率12%となると、たばこ関連の産業が無くなる可能性が出てくると思います。過度な健康増進の目的で、たばこ関連に携わる人々の生活を脅かしてもよいのでしょうか。・・・(エ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)国の健康日本21(第三次)で示す、「喫煙率の減少は、喫煙による健康被害を確実に減少させる最善の解決策」との考え方や、本県の喫煙率の高さを踏まえ、目標設定したものです。 イ)成人喫煙率の目標12%は、健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。 ウ)成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 エ)喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。</p>	反映困難

22	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>2000年頃から強まった健康と喫煙問題だが、たばこが、体のいいスケープゴートにされている感が否めません。それでも、そのPR効果が功を奏し、喫煙率は、男性で52.5%(2000年)から30.1%(2020年)、女性で同期間に14.6%から10.0%へと低下しました。20年間でそれぞれ△22.4%、△4.6%だが、本計画案の目標である12%は、何の根拠もなく、ただ見栄えのいい数字を計上しただけに思えます。…(ア)</p> <p>また、喫煙者の納めるたばこ税は2021年度税収のうち「国たばこ税・たばこ特別税」は約1.4%、地方たばこ税は約2.4%を占め、国及び地方自治体の一般財源として徴収され、住民の日常生活に不可欠なインフラの整備や、福祉・教育など公共のサービスを充実・向上させるために使われていると思料します。…(イ)</p> <p>このような現状を踏まえ本案のような喫煙者は加害者・犯罪者のような扱いには強い憤りを感じます。…(ウ)</p> <p>さらに受動喫煙対策として施設内禁煙の施設を増やし、施設内禁煙を実施している施設の割合の目標値を100%にすると述べているがこれでは喫煙者は全面排除になります。数ある施設の中にはたばこ税が投入されているはずで。…(エ)</p> <p>少しだけでも喫煙者の心情をくみ喫煙室や排煙に留意した喫煙コーナーを設置するなど分煙を推進すべきではないでしょうか。県条例でも第二種施設(一般事業所等)は全面禁煙ではありません。…(オ)</p> <p>ゴリゴリの禁煙推進ではなく、喫煙者と非喫煙者の双方に歩み寄った目標・取組を考慮した計画を望みます。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p> <p>イ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p> <p>ウ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>エ)健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。</p> <p>オ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
23	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>受動喫煙対策として、喫煙所を廃止するのではなく、分煙のため、喫煙所を設置する必要があると考えます。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>・健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他

24	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>喫煙者です。</p> <p>今回の計画案で成人の喫煙率の目標値12%とあるが、前計画から何を根拠に減じたのか、単なる数字合わせのような気がして、前回の目標値も結果的には未達成の状況で何か意味合いはあるのでしょうか。・・・(ア)</p> <p>喫煙が、何らかのリスクになることは理解しています。例えば毎日、コーラを飲む、飲酒する、朝食を抜く、水分を取りすぎる・取らない、欠かさずランニングをするなど、健康の良し悪しにかかわらず、人の行動には何らかのリスクは常にあると言えます。半面、喫煙のメリットもあることをよく考えればと思います。全てのものには表裏があります。たばこ以外でも、車の排気ガス、バーベキューの炭の煙、花火など、多くの場所や機会に、受動喫煙レベル以上のリスク要因はあると考えます。・・・(イ)</p> <p>短命県返上は理解します。ただ、嗜好品として認められているたばこ、20歳以上は自由に購入できる嗜好品のたばこに関していかにも悪者のように無くする方向に進めるような目標設定には疑問があります。喫煙も、止めるタイミングがくれば、必然的に止めていくという気がします。自分は喫煙を止めたから、あなたもやめろ的な考え方はなかなか浸透しません。そもそも止めた方も喫煙を止める前、吸いたい時には吸っていたのです。・・・(ウ)</p> <p>受動喫煙に関しても、昔と比較すれば、家の中で喫煙する場合でも、換気扇のそばで吸ったり、外で吸ったり、というように、喫煙者の意識は大きく変化してきました。・・・(エ)</p> <p>分煙の考え方をもっと広げるべきで、吸えなくする方向性は間違っていると考えます。屋外に喫煙場所を設置しないという考え方より、確実に喫煙場所を確保する考え方が重要ではないでしょうか。・・・(オ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p> <p>イ)喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。また、喫煙以外の生活習慣等やその他対策についても、本計画案や他の計画等にに基づき取組を進めています。</p> <p>ウ)成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>エ)健康日本21(第三次)では、受動喫煙を受けた者の割合は依然高い水準にあるとの調査結果が示されており、引き続き、喫煙・受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。</p> <p>オ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
----	---	--	-----

25	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>受動喫煙防止、喫煙マナー(ポイ捨て・喫煙場所)に留意して、喫煙歴38年です。たばこは、法により、製造・販売が認められ、20歳未満は喫煙禁止となっており、成人が自己意識・自己判断により健康に留意しながらの喫煙が自由な嗜好品です。…(ア)</p> <p>また、喫煙者のたばこ税負担は増額され国や自治体への貢献は継続しています。…(イ)</p> <p>これを前提に計画案での県の施策の方向性を考えると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙や副流煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発 ・未成年者や妊産婦の喫煙防止 ・禁煙支援 <p>については、推進が必要です。…(ウ)</p> <p>ただし、受動喫煙防止対策については、青森県受動喫煙防止条例においても一般事業所等は分煙推進とあるように、喫煙者が精神的苦痛を伴うことなく非喫煙者と職務遂行が可能な分煙対策を付加願います。望まない受動喫煙対策には分煙を推進することによって喫煙者の協力を得ることも必要で、喫煙者も喫煙に関する施策に積極的に参加できる体制づくりと安心して喫煙できる居場所づくりを検討願います。…(エ)</p> <p>目標項目にある喫煙率12%には科学的な根拠がなく疑問が生じます。…(オ)</p> <p>未成年者喫煙防止教育・指導を適切に実施して成人になった時の喫煙率低下を図り、成人には健康増進のための喫煙についてのデータ提供、高齢者には人生100年時代の喫煙についての情報提供など、年代ごとの喫煙率計上によりトータル的な喫煙率を年度目標設定としてはどうでしょうか。…(ウ)</p> <p>喫煙者は、自己責任による喫煙にて、非喫煙者への受動喫煙防止策・喫煙マナー順守が大切で、喫煙の禁止を強制することなく、自己啓発による禁煙を目指しましょう。…(ア)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>イ)健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p> <p>ウ)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。</p> <p>エ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p> <p>オ)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p>	その他
----	---	---	-----

26	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 受動喫煙防止を推進することには賛成です。…(ア) しかし、そのために、施設内禁煙を一律的に進めることは反対です。…(イ) 喫煙者と非喫煙者を分ける分煙の考え方を推進することが大切ではないでしょうか。…(ウ) 県から市町村長への発信についても、県から右習いの傾向を強く感じるので、発信の仕方を含めて十分配慮が必要と考えます。…(ア)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ)国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。 ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
----	---	--	-----

27	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>たばこによる健康被害への因果関係が確立されているとの根拠が不明です。…(ア)</p> <p>喫煙は、憲法で保障されており、喫煙を止めたい者に禁煙を指導するのは構わないが、喫煙したい人に厳しくする禁煙支援策はいかなるものでしょうか。…(イ)</p> <p>たばこ税収の一部を活用して完全分煙施設を設置すれば、副流煙被害が避けられ、たばこ税収が増えて、良いことづくめではないでしょうか。…(ウ)</p> <p>成人喫煙率の目標である12%の根拠が不明です。喫煙は本人の意思に任すべきで、県民に一律喫煙率12%を課すことは、独裁国家的発想です。…(エ)</p> <p>妊婦の喫煙率を0%としているが、妊婦本人が喫煙を希望する場合、阻止できず、これも個人の自由であり、他人に副流煙が及ばない場所であれば構わないと考えます。県で勝手に0%と数値設定することは、憲法違反に相当するとしか考えられません。…(オ)</p> <p>もっと寛容の精神をもって喫煙者と非喫煙者の共存を図る方が税収も増えてウインウインの関係になります。…(ウ)</p> <p>今や少数となった喫煙者も県民であることを理解願います。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア)喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。</p> <p>イ)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>ウ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p> <p>エ)成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p> <p>オ)健康増進法や青森県受動喫煙防止条例の趣旨のとおり、喫煙や受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや妊産婦には特別の配慮が求められます。特に、胎児は、自らの意思で喫煙・受動喫煙を回避できないため、健康日本21(第三次)と同じく、妊婦の喫煙をなくすことを目標とするものです。</p>	その他
----	--	---	-----

28	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>受動喫煙防止の推進に当たり、もっと分煙の考え方を徹底すべきと思います。特に飲食店においては、喫煙・禁煙の基準があいまいで不快な思いをしている方が多くいるのではないかと思います。分煙の考え方を徹底することによって、双方の権利が守られるのではないのでしょうか。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>・健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	その他
29	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】</p> <p>喫煙率の目標である12%の根拠が不明です。…(ア) 禁煙は喫煙を希望する者に限るべきです。…(イ) 受動喫煙防止を推進することには賛成です。…(ウ) たばこは、嗜好品として国が認めており、分煙の考え方を推進することがよいと思います。…(エ) 喫煙者は多額の納税者です。…(オ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。</p> <p>ア) 成人喫煙率の目標12%は、国の健康日本21(第三次)において、現実的で到達可能な値として、喫煙をやめたい者がやめた場合の算出値を示したもので、本県の喫煙率の高さを踏まえ、当該値としたものです。</p> <p>イ) 成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p> <p>ウ) 本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。</p> <p>エ) 健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、国の健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p> <p>オ) 健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。</p>	その他

30	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 喫煙者です。たばこを嗜むことでリラックスし安らぎを得ています。 たばこは、税収にも貢献しています。・・・(ア) たばこは、嗜好品であるのに、禁煙を望んでいない人にまで禁煙を推奨することには反対です。喫煙のマナーを守ることが前提であれば、喫煙するかどうかは個人の判断ではないでしょうか。・・・(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア) 国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響やそれに関連する長期的な財政需要の減少を見据えた取組が必要です。 イ) 成人喫煙率の目標については、健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。</p>	その他
31	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 受動喫煙防止を推進することには賛成です。・・・(ア) しかし、そのために、施設内禁煙を一律的に進めることは反対です。・・・(イ) 喫煙者と非喫煙者を分ける分煙の考え方を推進することが大切ではないでしょうか。・・・(ウ) 県から市町村長への発信についても、県から右習いの傾向を強く感じるので、発信の仕方を含めて十分配慮が必要と考えます。・・・(ア)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア) 本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 イ) 国の健康日本21(第三次)では、「受動喫煙のない社会の実現」を目標として掲げ、職場等を含めて、受動喫煙を受けないことや受動喫煙の機会をなくすことを目指していることから、本県においても、その喫煙率の高さを踏まえて目標設定したものです。 ウ) 健康増進法や青森県受動喫煙防止条例においては、例えば、第一種施設は原則敷地内禁煙、第二種施設は原則屋内禁煙とされ、喫煙場所(喫煙所等)の設置は例外的な措置となっており、これらについては、分煙を推奨する趣旨ではありません。また、健康日本21(第三次)で示す「受動喫煙のない社会の実現」を踏まえ、県民の健康増進やがん対策の推進の観点から取組を進めていく必要があります。</p>	反映困難

32	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県内でたばこ店を営んでいます。 たばこは、国で認められた合法の嗜好品であるのに、県計画案では、強引に禁煙させようという内容に見受けられます。…(ア) 過度な計画は、たばこの小売店にとって死活問題です。…(イ)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。</p>	その他
33	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 たばこは、嗜好品にもかかわらず、計画案では、「禁煙推進」や「健康被害がある」などの文言が記載されており、国で認められている合法の商品に対しての文言とは思えません。</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ・成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 ・また、喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。</p>	その他
34	<p>【喫煙・受動喫煙防止に関する記載について】 県内でたばこ店を営んでいます。 たばこは、国で認められた合法の嗜好品であるのに、県計画案では、強引に禁煙させようという内容に見受けられます。…(ア) 過度な計画は、たばこの小売店にとって死活問題です。…(イ) 私自身は受動喫煙防止を推進しています。…(ウ) 喫煙について、計画案において、「健康被害」という表現や、その科学的知見の根拠が示されていないことに断固反対です。…(エ) 喫煙者は、害を及ぼす犯罪者のように扱われることは非常に不愉快です。…(ア)</p>	<p>・本計画案は、県民の健康増進やがん対策の総合的な推進を図ることを趣旨としており、そのために必要な目標や施策の方向性を記載したものです。 ア)成人喫煙率の目標については、国の健康日本21(第三次)が示すとおり、喫煙をやめたい者がやめることによる減少を目指すものです。 イ)喫煙率等と事業所等の経営への影響については、挙証がないため評価することが困難です。 ウ)本計画に基づき、必要な施策を進めていきます。 エ)喫煙・受動喫煙による健康への影響については、多数の科学的知見によって因果関係が明らかになっています。また、国の健康日本21(第三次)では、過去のたばこ消費による長期的な健康影響等が、現在の関連疾患の増に影響しているとされており、将来的な健康影響の減少を見据えた取組が必要です。</p>	反映困難